第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 杵築市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

課題・方針との対応:(1)(3)

市内には、国指定(選定・選択)文化財9件、県指定文化財45件、市指定文化財129件、登録文化財1件、総数184件の指定等文化財がある(令和2年(2020)現在)。これらは、文化財保護法、大分県文化財保護条例、杵築市文化財保護条例等に基づき、その保存活用に取組んでいる。

一方、指定等を受けていない文化財が数多く存在する。これらは、本市の歴史文化を語る上で欠かせない文化財であるが、人知れず失われる危険性が高い。

今後は、歴史的な建造物や、歴史や伝統を反映した人々の活動などの文化財のさらなる調査を計画的に推進し、記録作成や指定・登録等の制度の活用等による適切な保護を図る。また、文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の作成や、指定等文化財については、必要に応じて個別に「保存活用計画」を作成し、適切な保存活用に取り組んでいく。

(2)文化財の修理(整備)に関する方針

課題・方針との対応:(1)

有形文化財は災害や経年劣化により毀損や滅失が生じる恐れがあることから、日ごろの予防策と損傷等が生じた際の適切かつ迅速な修理·復旧が必要である。

日ごろから文化財の所有者等と連携し、適切な維持管理、日常的な点検を行い、損傷等の早期発見に努める。

指定文化財の修理(整備)は、文化財としての価値を重視し、史料や調査に基づき、実施する。文化財保護法等の法令に基づき、適切な手続きを行ったうえで、文化庁や大分県教育委員会からの指導や助言、杵築市文化財調査委員会の委員や技術的な知見を有する有識者等の意見を踏まえて、修理(整備)を実施していく。

指定等を受けていない文化財については、調査結果をふまえ、指定等文化財や歴史的風致 形成建造物にするなどし、安全性を考慮しつつ、史料や有識者の意見等を踏まえながら、適 切な修理を推進する。

※課題・方針の対応: (1) 歴史的な建造物の保存活用に関する課題・方針

- (2) 歴史的な建造物を取り巻く環境の保全と形成に関する課題・方針
- (3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題・方針
- (4) 歴史文化の周知と交流に関する課題・方針

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

課題・方針との対応:(4)

文化財の保存・活用を行うための施設としては、きつき城下町資料館、杵築城、旧杵築市立図書館兼民俗資料館(平成29年(2017)に一般公開を休止。現在は民具等の収蔵庫として使用)がある。

収蔵施設としては集約化を含めた施設の整備を検討し、防災対策や保存に適した設備の充足を図る。展示施設としては各施設に応じた展示内容の充実、ユニバーサルデザインに配慮した設備の充足を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

課題・方針との対応:(2)

文化財の周辺環境の保全に関しては、都市計画法、景観法、屋外広告物法などに従って景観コントロールを行っているところである。一方、建築物や道路付帯施設等のなかには景観の調和を阻害する要素も存在する。管理の行き届かない空家についても景観の調和を妨げる要素と成り得る。

今後も法制度に基づき、文化財と一体となった周辺環境を保全していく。さらに文化財の周辺においては景観と調和した整備を推進していく。空家についても景観と調和した活用を促進していく。

(5) 文化財の防災に関する方針

課題・方針との対応:(1)(4)

有形文化財は火災、地震、落雷、水害、台風等の災害による毀損、滅失や、文化財への落書きや盗難といったリスクがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

現在、杵築市防災士活動マニュアルを作成し、市民の自主防災活動の普及を図っているほか、文化財については、毎年1回文化財防火訓練を実施している。

今後は消防署や消防団と連携した防火教育・訓練に取組み、市民の文化財に対する防災に関する意識の向上に努めることで、予防を徹底していく。

また、歴史的な建造物の周辺においては、防災設備の整備拡充を推進する。消防法に義務付けられる火災報知器や消火設備等の防火設備の設置や更新のほか、文化財の修理(整備)と合わせて、耐火、防火及び耐震の措置や防犯カメラ等の防犯設備の設置を図る等、あらゆるリスクに対する予防や被害の軽減策に取組み、文化財の防災・防犯に対する備えを万全にするよう努めていく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

課題・方針との対応:(4)

文化財に関する案内板等の作成により観光客等への周知にも取組んでいるが、経年による 劣化や情報の更新が必要になってきている。

「古文書初心者講座」の開催や副読本『きつきの歴史·文化財なるほど!ブック』の作成及び配布、「子ども歴史ガイド事業」などに取り組んできた。

案内板等は、ガイダンス機能の充実を図るため、多言語化等の様々なニーズへの対応策を検討し、更新、追加を行っていく。また、新しい生活様式に対応し、情報通信技術を活用した情報発信にも取り組んでいく。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

課題・方針との対応:(1)

埋蔵文化財については、文化財保護法に基づく、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等のための発掘に関する届出や、遺跡の発見に関する届出等について、その義務の徹底と周知に取組む。発見された遺跡の取り扱いについては、文化庁や大分県教育委員会の指導助言を踏まえ、関係者と十分な協議を行う。

(8)教育委員会等の体制と今後の方針

主な文化財の保存活用は杵築市教育委員会文化·スポーツ振興課文化財係·文化振興係が 所管している。職員は4名で、うち学芸員は2名である(令和2年(2020)4月時点)。

杵築市文化財調査委員会を設置しており、学識経験者(仏教美術、日本民俗学、考古学、建築学)4名及び地元有識者9名の計13名で構成している。

伝建地区は文化・スポーツ振興課文化財係と企画財政課都市計画係の連携体制をとっている。また、杵築市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、杵築市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。審議会は(学識経験者(建築、都市計画、石垣研究)4名、関係団体2名、地域の代表者4名、行政関係者2名)計12名で構成している。

本計画の策定を契機として、文化・スポーツ振興課、企画財政課に加え、商工観光課、農林 水産課等との分野横断的な連携体制を整えていく。

(9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

課題・方針との対応:(3)

市内で文化財の保存・活用に関する活動を行う主な団体を以下に示す。

今後は効果的な情報や活動の発表機会の提供、広域的な情報発信、団体相互の交流促進に取組み、団体の活動の活性化を図る。

表 文化財の保存・活用に関する各種団体 (令和2年(2020)10月時点)

表 文化財の保存・活用に関する各種団体(今	3和2年 (2020) 10月時点	<u>(i)</u>
団体名	主な活動地域	活動内容
公益社団法人大分県建築士会	大分県内全域	建物を活かした地域貢献・まちづくり事業
一般社団法人杵築市観光協会	市内全域	文化財施設や史跡を活用した観光振興のための各種 事業の企画、立案、運営
ふるさとアカデミー実行委員会	市内全域	子ども歴史探検隊、子ども歴史ガイド事業
公益社団法人杵築青年会議所	市内全域	きつきお城まつり等の地域活動
住民自治協議会	市内13地区	地域の伝統文化の継承、地域コミュニティーづくり
———————————————— 杵築郷土史研究会	杵築地域	杵築地域の歴史文化を研究する活動
城下町きつきボランティアガイドの会	城下町地区内	城下町の観光客へのガイドツアー
城下町きつき外国語ガイドの会	城下町地区内	城下町の観光客への英語でのガイド
まちづくり雪笹株式会社	城下町地区内	商店街の空き地·空店舗対策事業、景観整備事業、子 ども歴史ガイド事業
護町会	城下町地区内	城下町の賑わいづくり
江戸千家大分支部杵築不白会	城下町地区内	文化財施設での呈茶
豊後宏道流長友会	城下町地区内	文化財施設での生け花展示
年田神楽保存会	杵築地域	年田神楽の保存継承活動
轟地蔵文化財保存会	杵築地域 (轟の渕)	中世杵築を治めていた木付頼直に縁のある轟地蔵(市 指定有形文化財)とその周辺の環境保存継承活動
出原柱松保存会	杵築地域(出原)	出原地区で行われる柱松行事 (県記録選択文化財) の 保存継承活動
八幡奈多宮	八幡奈多宮	八幡奈多宮で行われる御田植祭の保存継承活動
若宮楽保存会	宮司地区	若宮八幡社で行われる若宮楽の保存継承活動
若宮八幡御田植保存会	若宮八幡社	若宮八幡社で行われる御田植祭の保存継承活動
山香町史談会	山香地域	山香地域の歴史文化を研究する活動
世界農業遺産山香ふるさとウォークの会	山香地域	山香地域の文化財を歩いてめぐる活動
山香町盆踊り保存会	山香地域	旧山香町内に伝承される盆踊りの保存継承活動
山香町神楽保存会	山香地域	旧山香町で伝承されてきた神楽の保存継承活動
立石楽継承活動応援隊	山香地域 (立石)	立石地区で継承されている立石楽の保存継承活動
大田青年会	大田地域	大田地域での地域活動
白鬚田原どぶろく祭保存会	大田地域	白鬚田原神社のどぶろく祭の保存継承活動
永松八幡とうや行事保存会	大田地域	永松八幡のとうや行事の保存継承活動
歳神社俚楽部	大田地域	歳神社のとうや行事の保存継承活動
	I	<u>I</u>

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

課題・方針との対応:(1)(3)

重点区域内において、北台南台伝統的建造物群保存地区が重要伝統的建造物群保存地区 (伝建地区)に選定されており、杵築城跡が史跡に指定されている。

北台南台伝統的建造物群保存地区は平成29年(2017)に「杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区保存計画」(杵築市教育委員会告示第9号)を策定している。

伝建地区内では旧大原家住宅(県指定有形文化財)、磯矢邸(市指定有形文化財)などの施設を一般公開し、伝建地区外でも佐野家主屋や杵築城などを一般公開し、往時の暮らしを伝える施設として保存、活用している。このほかにも歴史的な建造物や伝統を反映した祭事や生業など多種多様な文化財が集積して、受け継がれている。

今後は、より幅広い文化財の適切な保存活用を推進するため、学識経験者や技術的な知見を有する有識者等と連携しながら、文化財の掘り起こしや調査を継続的に行う。また、成果をいかし、指定文化財のみならず、未指定文化財を含めた文化財の適切な保存と地域の魅力に結びつく効果的な活用を推進する。

【関連事業】

- 1)-2 歴史的風致形成建造物の保存対策事業 (令和4年度~令和12年度)
- 1)-4 歴史的建造物保存対策調査事業 (令和4年度~令和12年度)
- 1)-5 史跡杵築城跡保存活用計画策定事業 (令和4年度~令和12年度)
- 3)-1 伝統文化記録調査事業 (令和4年度~令和12年度)
- 3)-2 文化財保存活用地域計画作成事業 (令和4年度~令和6年度)

(2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

課題・方針との対応:(1)

重点区域内の有形文化財のなかには経年による劣化等により修理が必要なものがある。 伝建地区内の建造物等については、修理が進みつつあるが、継続的に修理事業を実施していく。その他の文化財についても実態に応じて、文化財保護法や杵築市文化財保護条例等に基づき修理(整備)を行っていく。必要に応じて、所有者等と協議のうえ、指定文化財や歴史的風致形成建造物の指定を行い、修理(整備)の支援策の対象を広げていく。

修理(整備)にあたっては、文化財の痕跡や履歴を調査し、これを基に専門家等と連携しながら修理内容の検討を行う。

【関連事業】

- 1)-1 重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業 (平成30年度~令和12年度)
- 1)-2 歴史的風致形成建造物の保存対策事業 (令和4年度~令和12年度)
- 1)-3 歴史的建造物腐朽等対策事業 (令和4年度~令和12年度)
- 1)-5 史跡杵築城跡保存活用計画策定事業 (令和4年度~令和12年度)

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

課題・方針との対応:(4)

きつき城下町資料館は城下町のジオラマ模型や天神祭りの練り物のほか、城下町にまつわる貴重な資料を多数、保存、展示しており、城下町の情報発信の拠点となっている。城山公園のなかにある杵築城には本市ゆかりの資料を多数、保存、展示している。旧杵築市立図書館兼民俗資料館は平成29年(2017)に一般公開を休止し、現在は民具等の収蔵庫として使用している。

分散的な保存、展示内容を見直し、各文化財に適した保存及び展示環境の実現のため、文化庁、大分県教育委員会、杵築市教育委員会と連携しつつ、杵築市文化財調査委員会に諮り、既存施設をいかした保存・活用のための施設運営の仕組みを検討していく。

施設には、有形文化財の収蔵のみならず、幅広い文化財の情報発信や、伝統的な民俗芸能等の後継者の育成、披露、さらには市民や事業者の活動の場等の多機能を想定し、持続的な施設の管理運営を目指す。

【関連事業】

4)-2 歴史資料収蔵庫整備事業 (令和8年度~令和12年度)

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

課題・方針との対応:(2)

伝建地区内や地区計画区域内では修景が進みつつあるものの、未だ十分ではないことから、 今後も伝建地区や地区計画と連携して、継続的に修景の支援に取り組んでいく。

空家については周辺環境との調和が図られるよう、活用を支援していく。

【関連事業】

- 2)-1 重要伝統的建造物群保存地区の修景事業 (平成30年度~令和12年度)
- 2)-2 地区計画修景支援事業 (平成21年度~令和7年度)
- 2)-3 空家活用支援事業 (平成29年度~令和12年度)

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

課題・方針との対応:(1)(4)

歴史的な建造物の修理に際しては、耐震や耐火、防火等の防災性を考慮し、必要に応じて、 専門家や関係機関からの助言を踏まえ、修理内容を検討していく。

文化財の保存・活用に係る施設については自動火災報知機や消火設備等の防火設備、耐震設備及び防犯カメラ等の防犯設備の設置を充実させていく。

さらに、防災意識の定着を図るため、防災訓練等に継続的に取り組んでいく。

【関連事業】

- 1)-1 重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業 (平成30年度~令和12年度)
- 1)-2 歴史的風致形成建造物の保存対策事業 (令和4年度~令和12年度)
- 1)-3 歴史的建造物腐朽等対策事業 (令和4年度~令和12年度)
- 4)-2 歴史資料収蔵庫整備事業 (令和8年度~令和12年度)

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

課題・方針との対応:(4)

城下町のみならず、重点区域一帯で文化財に関する普及・啓発に取組んでいく。

杵築市観光協会やボランティアガイド等と連携し、新たなガイドルートの検討や文化財に関する案内板、誘導サインの設置に取り組んでいく。

また、きつき城下町資料館を拠点として、市民や来訪者が楽しみながら、文化財への関心を 育めるような展示やイベント等に取り組んでいく。

伝建地区では地域住民を主体とした保存会を設置し、その他の区域でも住民団体と連携して、歴史や文化の体験学習や地域の行事の実施にも取り組んでいく。

【関連事業】

4)-1 文化財案内板等整備事業 (令和4年度~令和12年度)

4)-2 歴史資料収蔵庫整備事業 (令和8年度~令和12年度)

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

課題・方針との対応:(1)

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、貴重な遺跡として保護に努めていく。 引き続き開発行為に対して、法に基づく届出の徹底を行い、埋蔵文化財の適切な保護措置を 図る。また、遺物についても適切な管理を行う。

史跡杵築城跡の区域内では、計画的な調査に取り組んでいく。

【関連事業】

1)-5 史跡杵築城跡保存活用計画策定事業 (令和4年度~令和12年度)

(8)各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の文化財の保存・活用に関わる団体は以下のとおりである。以下の団体をはじめ氏子会や地域住民との連携強化を図り、今後、情報共有を円滑にするため、必要なネットワークの構築など体制整備を行う。

表 重点区域内の文化財の保存・活用に関わる団体一覧

団体名	主な活動地域	活動内容
公益社団法人大分県建築士会	杵築地区	建物を活かした地域貢献・まちづくり事業
住民自治協議会	杵築地区	地域の伝統文化の継承、地域コミュニティーづくり
城下町きつきボランティアガイドの会	城下町地区内	城下町の観光客へのガイドツアー
城下町きつき外国語ガイドの会	城下町地区内	城下町の観光客への英語でのガイド
まちづくり雪笹株式会社	城下町地区内	商店街の空き地·空店舗対策、景観整備、子ども歴 史ガイド事業
護町会	城下町地区内	城下町の賑わいづくり
江戸千家大分支部杵築不白会	城下町地区内	文化財施設での呈茶
豊後宏道流長友会	城下町地区内	文化財施設での生け花展示
若宮楽保存会	宮司地区	若宮八幡社で行われる若宮楽の保存継承活動
若宮八幡御田植保存会	若宮八幡社	若宮八幡社で行われる御田植祭の保存継承活動